

東日本大震災により「一部損壊」の被害を

受けた住宅の修繕費を助成します

伊達市では、世帯収入が500万円以下の方で、東日本大震災により被災した一部損壊（り災証明による）住宅に対して修繕工事を行った際、その一部を助成する制度を実施します。申請できる方は、修繕工事が既に済んでしまった方、及びこれから修繕工事に着手し平成25年2月末日までに完了する見込みがある方で、下記記載の条件に当てはまる方となります。

■ 対象者

平成23年3月11日現在に伊達市に住民登録をしている方で、市が発行した「り災証明」で、「一部破損」の判定（全壊・大規模半壊・半壊を除く判定）を受けた住宅の所有者（共有の場合は代表者）、又は所有者に代わって修繕工事を行った所有者の二親等以内の親族。

また、前年度の世帯収入が500万円以下の方で、市税を滞納していない者であること。

■ 対象住宅

- ① 東日本大震災において被災を受けた個人が所有する住宅（居住している建物）
※アパート、マンション等の賃貸住宅は対象外です。
- ② 修繕工事費が30万円以上の住宅
- ③ 原則、平成25年2月末日までに修繕工事が完了し、交付要綱による実績報告書の提出が見込まれる住宅

■ 対象工事

東日本大震災により被災を受けた住宅の修繕工事

- ① 屋根、柱、梁、内壁、外壁、基礎、床、畳、ドア等の建具
- ② 上下水道、電気・ガス等の配管配線、風呂、トイレ、浄化槽等の衛生設備
- ③ 給湯設備、給排水設備

※対象外の修繕工事等

- ① 門、塀、物置、車庫、蔵等の住宅とみなされない箇所の修繕工事
- ② 電気製品等の購入

■ 助成額

30万円以上要した修繕工事費の10分の1以内の金額で、10万円を限度とします。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額とします。

■ 申請に必要な書類

- ① 申請書 [様式1号] ※同意確認含む
個人情報の閲覧に同意いただけない場合は、世帯全員分の住民票・納税証明書
- ② リ災証明書 (コピー可)
- ③ 修繕工事費の領収書及び請求明細書、または見積書 (コピー)
- ④ 工事写真 (施工前、施工中、竣工) (コピー可)
- ⑤ 振込口座の通帳 (コピー) ※口座氏名のフリガナ及び口座番号確認のため

■ 申請期限

平成24年1月13日(金)～平成24年3月30日(金)

■ 申請窓口

- ① 平成24年1月13日(金)～2月12日(日)まで
⇒各総合支所にておいて臨時窓口を設置し受付、相談を行います
受付時間 午前8時30分～午後5時

- 1) 平成24年1月13日(金)～平成24年1月15日(日)
月舘総合支所 2階 ふるさとふれあいホール
- 2) 平成24年1月20日(金)～平成24年1月22日(日)
霊山総合支所 2階 正庁
- 3) 平成24年1月27日(金)～平成24年1月29日(日)
保原本庁舎 1階 シルクホール
- 4) 平成24年2月3日(金)～平成24年2月5日(日)
梁川分庁舎 3階 大会議室
- 5) 平成24年2月10日(金)～平成24年2月12日(日)
伊達総合支所 2階 大会議室

- ② 平成24年2月13日(月)～3月30日(金)

⇒伊達市役所梁川分庁舎1階 都市計画課分室 または各総合支所

■ 問合せ先

平成23年12月28日まで及び平成24年1月4日・5日・6日のみ
建設部都市計画課 電話 577-3149

平成24年1月10日以降は

建設部都市計画課分室 電話 577-3169